

岡山県日本型直接支払等推進委員会設置要領

(目的)

第1条 本県における日本型直接支払制度(多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払)の実施及び農業振興地域制度の運営に当たり、透明性を確保し、明確かつ客観的な基準の下に適正な執行を行うため、岡山県日本型直接支払等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 多面的機能支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検、対象組織の取組の評価等に関する事
- イ 活動組織の取組状況の評価及び指導助言に関する事

(2) 中山間地域等直接支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検に関する事
- イ 市町村における地域指定状況の評価に関する事
- ウ 知事の定める特認基準についての検討等に関する事

(3) 環境保全型農業直接支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検に関する事
- イ 農業者団体等の取組の評価及び指導助言に関する事

(4) 農業振興地域制度に係る事項

岡山県農業振興地域整備基本方針の作成(変更)への意見に関する事

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

(委員の構成)

第3条 委員会は、次の区分の委員8名以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) マスコミ関係者
- (3) 経済・消費者団体関係者等

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、5年間とする。

2 委員が都合により辞任した場合、必要に応じ、委員会の同意により、委員を補充するものとし、その場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて召集し、委員長が議長を務める。

(事務局)

第7条 事務局は岡山県農林水産部農村振興課内に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

岡山県日本型直接支払等推進委員会委員名簿

令和2年4月現在

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	九鬼 康彰	岡山大学大学院環境生命科学研究科・准教授 (環境理工学部)	
	横溝 功	岡山大学大学院環境生命科学研究科・教授 (農学部)	
マスコミ関係者	小松原 竜司	山陽新聞論説委員会・委員	
経済・消費団体関係者等	井上 康子	普及指導員 (元県職員 元専門技術員 地域資源活用担当)	新
	江草 聡美	株式会社バイトマーク シニア野菜ソムリエ	
	金谷 征正	岡山県商工会連合会・会長	
	中川 初美	(一社)岡山県婦人協議会・副会長	
	西村 宰	(一財)岡山経済研究所・主任研究員	

※区分内で五十音順

任期：令和2年～7年度